

広報

あいかわ

ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川

2016

6/1

No.642



特集

2 食育について考えましょう
「食べること」は「生きること」

5 町政情報館
児童手当「現況届」の提出を忘れずに ほか

14 インフォメーション

18 子育てプチポケット・
図書カードが当たるお楽しみクイズ

19 愛川トピックス

20 あいかわカレンダー

食育について考えましょう

「食育すること」「生きることは

いただきます～す!

「食育」って
なんだろう?

食育とは、一人一人が生涯を通して健康な生活を送れるように、自分の食について考える習慣や、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身に付けるための取り組みです。

「食育基本法」では食育が次のように説明されています。

○生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
○様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

「食育」ってどうして
大切なの?

なぜ今、食育が大切なのでしょう。食育することは生活の基本であり、食品は私たちが生命や健康

私たちにとって毎日欠かせない「食」をめぐるさまざまな問題について、日ごろから気にしている方も多いのではないのでしょうか。

毎日を生き生きと暮らし、生涯にわたって心も体も健康で質の高い生活を送るために、「食育すること」について考えてみましょう。

健康推進課健康づくり班 ☎(内線) 3343
子育て支援課子ども保育班 ☎(内線) 3364
教育総務課学校教育班 ☎(内線) 3612



を維持するために必要不可欠なものです。

ところが近年、食生活をめぐる環境が大きく変化しています。栄養の偏りや、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、外国からの食料輸入に依存する問題、伝統的食文化の衰退、食の安全性などのさまざまな問題が生じています。

こうした中で、食に関する正しい知識を身に付け、健康的な食生活を実践するとともに、心と体の健康を維持し、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育む食育が重要になっています。

子供も大人も、家庭や地域、学校などさまざまな場所で「食べる力」を学び、大切にしたい食の知識や日本の食文化を次世代に伝えていきましょう。



愛川町での食育への取り組み

食育の推進は、心ある町、夢ある町づくりにとって大切な課題のひとつです。町では、子供からお年寄りまで、生涯にわたって食について学べるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

かわいい
赤ちゃんのために

もぐもぐ
赤ちゃんセミナー

「離乳食って何をあげればいいの?」「離乳食ってどのような進めたらいいの?」といった疑問に答える、離乳食の進め方や作り方のセミナーを開催しています。保護者の方には離乳食の試食も行っています。

元気な
園児のために

「調理保育」で
食の大切さを体験

保育園では「調理保育」を行っています。季節ごとに特色のある内容の食育活動と、さまざまな体験を通して、園児の成長につなげます。調理保育のうち、主な取り組みを紹介しします。

おいもがたくさん
出てきた!



4月、5月

トマトやカボチャの
苗を植えます。
収穫した野菜は
給食で食べます。

7月

老人会の皆さんと
ジャガイモを掘って、
カレーを作ります。

9月、1月

十五夜や
どんど焼きの時期には、
団子を作ります。

10月

サンマを焼いて、
魚がどんな
形をしているのかを
学びます。

2月

バレンタインデーに
ちなんで、クッキーの
型抜きをします。

1月

おでんを作ります。
卵の殻むきをしたり、
コンブを結んだりします。

12月

クリームを塗ったり
トッピングをしたりして、
クリスマスケーキを
作ります。

愛川町での食育への取り組み



児童・生徒の
健やかな
成長のために

多彩な献立で
体も心も元気に

町内の小・中学校では、毎月19日の「食育の日」に、テーマを決めた給食の献立を作成しています。本年度は骨や歯のもとになる「カルシウム」をテーマに、丈夫な体づくりを支える献立を作成しています。

さらに、食文化や食育の大切さを知ること、感謝の心を養うことなどを目標に、行事食や郷土食、粗食給食なども提供しています。

その他の主な取り組み

◎食育月間（毎年6月）

◎給食記念日（1月24日）

◎給食週間（1月23日～27日）

いつまでも元気で
生き生きと暮らすために

成人の皆さんにとっても食育は大切です。町では、食を通して健康づくりをするためのさまざまな講座を開催しています。

生活習慣病予防教室

【お食事編】

簡単メニューで

メタボ対策!!

食事を見直し、生活習慣病を予防したい方へ向けた教室を開催します。本年度は「高血圧予防の食事」と「脂質異常症予防の食事」をテーマに、2月と3月に開催します。

ヘルスあっぷ
クッキング

調理実習を通して、バランスのよい食事について知りたい方へ向けた教室を開催します。本年度は「お弁当づくりの基本」と「おいしく食べて脳を活性化」というテーマで実施しています。



食生活改善
推進員養成講座

食を通して、地域の健康づくりをサポートする食生活改善推進員の養成講座を開催します。

まずは自分のために、「食」について学んだ後、食生活改善推進員「味彩会」の皆さんと一緒に活動します。本年度は6月から11月にかけて7日間コースの講座を予定しています。

各講座の開催日程などは町広報紙や町ホームページでお知らせします。

毎年6月は「食育月間」です！

「食育月間」は、家庭、学校、地域、職場など社会全体で、食育推進に取り組むために設けられた、食育の強化月間です。皆さんも、この「食育月間」を機会に、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るため、日ごろの食生活を見直してみましょう。

食育展を開催します

食育に関する取り組みや、お薦めレシピを紹介する「食育展」を開催します。町保育園や小・中学校で出された、実際の給食の展示も行いますので、ぜひご覧ください。

◎6月13日(月)～24日(金)

◎所役場 1階ホール

◎健康推進課健康づくり班 ☎(内線) 3343



子育て

児童手当「現況届」の提出を忘れずに

問 子育て支援課子ども福祉班 ☎(内線) 3366

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です(6月支給分の児童手当は自動的に受給できます)。

現況届は、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。提出されない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◎支給額(月額)

【0歳～3歳未満】1万5千円

【3歳～小学生】第1子・第2子は1万円、第3子以降は1万5千円

【中学生】1万円

◎所得制限 所得制限の基準は、年収960万円(夫婦・児童2人の場合)で、制限額を超えた場合の支給額は5千円(特例給付)

◎支給時期 原則として、毎年2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを支給

◎手続き方法 5月下旬に、現在手当を受けている方へ現況届のお知らせを送付していますので、次のものをお持ちの上、子育て支援課(公務員の方は勤務先)で手続きをしてください。詳しくは送付した「お知らせ」をご覧ください。

せ」をご覧ください。

① 現況届の用紙

② 印鑑

③ 受給者の健康保険証の写し、または年金加入証明願(国民年金加入者は不要)

※国民健康保険組合に加入し、厚生年金に加入している場合は、年金加入証明願が必要です。

④ 外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書(受給者および対象となる児童のもの)

⑤ 仕事の都合などで児童と別居している場合は、児童の属する世帯全員が記載されている住民票の写し(本籍・続柄が記載されているもの)、児童のマイナンバーが分かる書類と受給者の本人確認書類

⑥ 平成28年度所得証明書

※平成28年1月1日現在、町内に住所がなかった方のみが必要です。1月1日に住んでいた市町村で取得してください。

◎次のような場合は、

必ず子育て支援課に届け出を

●結婚・離婚などにより受給者を変更するとき

●加入している年金の種類を変更するとき

●振込先の口座を変更するとき(口座名義は受給者)

子育て

母子・父子家庭などのための給付と助成

問 福祉支援課地域福祉班 ☎(内線) 3353

母子・父子家庭等福祉手当

母子・父子家庭などの児童養育のため、母子・父子家庭等福祉手当を支給します。6月30日(木)までに、担当の民生委員・児童委員を通じて、申請手続きをしてください。

◎対象者 次の要件を全て満たす方

●配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らかでない方

●義務教育修了前(中学校卒業前)の児童・生徒と同居し扶養している方

●4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している方

●所得が一定限度額以下の方

※内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象となりません。

※父母に代わり児童を養育している

●受給者や児童が亡くなったときや別居したとき、町外へ転出するとき

●受給者が公務員になったとき

祖父または祖母も対象となります。

◎給付額 1世帯当たり年額1万円

円。扶養する児童が2人以上いる場合、2人目以降は5千円ずつ加算されます。

母子・父子家庭生活援助費

義務教育修了前の児童・生徒と同居かつ養育している方で、あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスを利用した方に、利用料金を助成します。

◎助成額 1時間当たり700円(1カ月当たり20時間、1万4千円が限度額)

◎申請方法 利用を受けた月の翌月末までに、生活援助費助成請求書により請求してください。

子育て 私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します

問 子育て支援課子ども保育班 ☎(内線) 3364

私立幼稚園に通う園児の保護者を対象に、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

6月上旬から、通園する幼稚園を通して詳しい案内と申込用紙が配布されますので、指定する期日までに幼稚園に提出してください。6月下旬を過ぎても申込用紙が配布されない

い場合は、子育て支援課または幼稚園へご連絡ください。

◎対象者 6月1日現在、愛川町に住民登録があり、私立幼稚園に通っている園児の保護者(ただし、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に通っている方は対象外です)

子育て 出生記念品を贈呈します

問 住民課住民窓口班 ☎(内線) 3313

ご家族の幸せと未来を担う子供たちの健やかな成長を願って、出生記念品を贈呈します。

◎対象

平成28年6月1日(水)以降、本町に出生届を提出した方、または他市町村で出生届を提出し、本町に住民登録がある新生児

◎記念品

町の観光キャラクター「あいちゃん」刺しゅう入りハンカチタオル(特定非営利活動法人日本アトピー協会推薦品)



制度 情報公開条例・個人情報保護条例 平成27年度の運用状況

問 総務課文書法制班 ☎(内線) 3222

情報公開条例および個人情報保護条例に基づき、制度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度

町民参加による一層公正で開かれたまちづくりを推進するため、町が保有している行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

平成27年度の主な請求内容は各種工事などに関するものでした。

行政文書の公開の請求件数 42件
請求に対する決定

●文書を公開する旨の決定 36件

●文書の一部を公開する旨の決定 5件

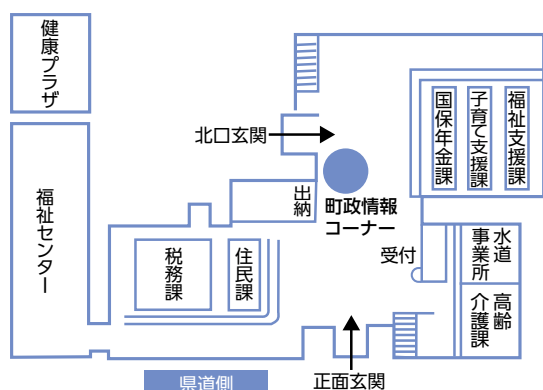
●文書が存在しない旨の決定 1件
※不服申立ての件数 0件

個人情報保護制度

町が保有する個人情報について、基本的なルールを定めるとともに、本人の求めに応じて町が保有する個人情報の開示や訂正などを行っています。平成27年度末現在、個人情報を取り扱う事務として625事務を登録しています。

個人情報の開示の請求件数 4件

役場案内図(1階)



町政情報コーナー

役場1階に「町政情報コーナー」を常設しています。このコーナーでは、情報公開制度や個人情報保護制度についての案内・相談・請求の受け付け、町政に関する刊行物や資料の閲覧、販売、コピーサービスなどを行っています。

請求に対する決定

●文書を開示する旨の決定 3件

●文書の一部を開示する旨の決定 1件

※不服申立ての件数 0件

弔慰金

戦没者などのご遺族の皆さんへ 特別弔慰金が支給されます

町福祉支援課地域福祉班 ☎ 内線 33353
県生活支援課 ☎ 045(210)4917

戦没者などの遺族で、平成27年4月1日現在、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、第10回特別弔慰金が支給されます。

◎対象者 次の①から④の優先順位で、遺族一人に支給されます。

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者などの死亡当時、

生計関係を有していることなどの要件により、順番が入れ替わります）

④戦没者などの三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります）で、①から③以外の方

◎支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◎請求期限 平成30年4月2日

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

◎請求窓口 町福祉支援課地域福祉班

敬老

長寿夫妻へ祝いを贈ります

町高齢介護課長寿いきがい班 ☎ (内線) 3338

結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、長寿をお祝いして祝いを贈ります。

◎対象者 平成28年9月15日現在、町内に在住し、この日の6カ月以前

から住民登録している方で、次に該当する方

結婚後50年を迎えたご夫妻（祝い金5千円） 昭和40年9月16日から昭和41年9月15日に結婚したご夫妻

結婚後60年を迎えたご夫妻（祝い金1万円） 昭和30年9月16日から昭和31年9月15日に結婚したご夫妻

結婚後50年、60年を経過し、まだ祝

い金を受けていないご夫妻

※結婚の日（婚姻届出日）からの経過年数となります。

◎申請方法 次の書類をお持ちの上、高齢介護課で申請してください。

●申請書（高齢介護課、半原出張所、

中津出張所にあります）

●結婚の日が確認できる書類（戸籍謄本など）

※町内に本籍がある方は必要ありません。

●認め印（町内に本籍がある方のみ）

◎申請期限 7月29日（金）

◎贈呈時期 敬老月間の9月中を予定

募集 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会 委員を募集します

町厚木愛甲環境施設組合 ☎ 046(297)1153

厚木愛甲環境施設組合では、愛川町・厚木市・清川村によるごみの共同処理や、中間処理施設（焼却施設、粗大ごみ処理施設）の稼働に向けた各種事業を実施しています。これらの事業の透明性を確保するとともに、円滑な事業を遂行するため「厚木愛甲環境施設組合事業懇話会」の委員を募集します。

◎募集人数 6人（応募者多数の場合審査により選考）

◎応募方法 6月17日（金）までに、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募理由を記入の上、はがき（必着）、ファクス、電子メールのいずれかで、厚木愛甲環境施設組合へお送りください。

◎応募先 厚木愛甲環境施設組合

〒243-0001 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階

FAX 046(221)5322

✉ atsugi-aikeo@3.dion.ne.jp

◎応募資格 愛川町、厚木市、清川村に在住で、平日の日中の会議などに参加可能な方（構成市町村の職員は除く）

助成 三世代の定住を応援します 愛川町三世代同居等定住支援補助金

企画政策課マーケティング推進班 ☎(内線)3233

新たに親または子世帯が愛川町に転入し、三世代で同居などをするため持ち家を取得・改修する場合に、費用の一部を補助します。

◎住宅取得補助金

住宅取得費用の2分の1(限度額30万円、千円未満切り捨て)

◎住宅改修補助金

住宅改修費用の2分の1(限度額20万円、千円未満切り捨て)
※改修工事の内容により、対象にならない場合があります。

◎主な補助要件

●平成27年4月1日以後の当初契約

により、住宅を新築・売買により取得または改修していること

●親世帯と子世帯の両方またはどちらかが、新たに愛川町に転入していること

●町内に親、子、孫の三世代で同居などをする事

●過去1年以内に町内で三世代の同居などをしていないこと

●取得または改修した住宅に、3年以上継続して居住すること

●孫世代は中学生以下(出産予定を含む)であること

募集 若者たちの音楽祭2 出演者を大募集!

問スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3632

昨年に引き続き、軽音楽などが好きな若者たちの冬フェス「若者たちの音楽祭2」を開催します。

若者の皆さん、日ごろの練習の成果をステージで発表しましょう!

◎開催日時 12月18日(日)午後1時～6時(予定)

◎場所 文化会館ホール

◎応募資格

●ノーマル

①現在または過去に愛川町に在住、在学、在勤など、町に縁(ゆかり)があるメンバーが所属していること

②おおむね中学生以上30歳代までの

メンバーで構成していること

●スペシャル

「ノーマル①」と同じ要件に加え、「歳を重ねてもカッコ良いおじさん・おばさんたち」であること

※ソロでの参加も可能です。

※各組出演者の代表者は、実行委員として音楽祭の運営にご協力していただきます。

※音響機材、ギターアンプ、ベースアンプ、ドラムセット、キーボード、グランドピアノ、マイクは用意しますが、それ以外の楽器は各自でお持ちください。

◎応募期間 6月1日(水)から7月29日(金)まで

◎応募方法 募集要項を確認の上、応募用紙と任意のデモ音源1曲を収録したCDなどを、スポーツ・文化振興課へ直接お持ちいただくか郵送してください(応募用紙とCDなどは返却しません)。

デモ音源をYouTubeなどの動画サイトで公開している場合、URLを応募用紙に記載してください。その際はメールまたはファクスによる応募も可能です。

◎提出先 スポーツ・文化振興課

〒243-0392 角田251番地1

FAX 046-286-4588

✉spobun@town.aikawa.kanagawa.jp

※直接お持ちいただく場合は、平日の午前8時30分～午後5時15分にお申し込みします

※応募用紙と募集要項はスポーツ・文化振興課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、第1号公園体育館、田代運動公園、三増公園陸上競技場などで配布するほか、町ホームページからダウンロードもできます。

◎選考 応募多数の場合は抽選となります。結果は応募した全組に8月上旬までに郵送でお知らせします。

【公式ツイッター開設中!】

音楽祭に関する情報を発信しますので、皆さんフォローしてください。

アカウント@wkot_akw

【ボランティアスタッフも随時募集!】受け付けや会場装飾、写真撮影など音楽祭を裏方から支えてみたい方は、ぜひスポーツ・文化振興課までご連絡ください。



昨年のステージ

高齢者

高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」 購入費を一部助成します

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 3338

神奈川中央交通株式会社が販売している高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の1年券購入費の一部を助成します。

高齢介護課で助成券の交付を申請し、交付された助成券をお持ちの上、同社の指定窓口で割引乗車券を購入してください。

◎対象者 平成28年1月1日現在、町内に在住し、昭和22年4月1日までに生まれた方（本年度中に70歳以上になる方）で、町税を完納している方

◎助成額 購入費9850円のうち6000円

－70歳以上の購入費助成対象者限定－ かなちゃん手形出張販売のお知らせ

70歳以上の購入費助成対象者に、神奈中が町役場で「かなちゃん手形」の出張販売を行います。今回は、有効期限が平成29年6月30日までの1年券を販売します。出張販売日には、助成券の申請・交付も同会場で行いますので、この機会にぜひご利用ください。

販売日:6月22日(水)から6月24日(金)まで

販売時間:

午前9時30分から午後3時30分まで

※購入できるのは本人のみで、代理購入はできません。

※例年、初日および2日目の午前中は大変混み合います。待ち時間が長くなる場合もありますので、ご了承ください。

販売場所:健康プラザ1階 多目的室

必要なもの:

- 認め印
- 自己負担金3,850円
- 1年以内に撮影された顔写真(2.5cm四方)1枚
- 年齢が分かるもの(健康保険証など)
- 助成券(同日より前に助成券の交付を受けた方)

◎申請期間 6月17日

(金)から11月11日(金)

まで。認め印が必要です。

◎注意事項

●一年度につき1人1回

限りの助成です。町の助

成を受けて購入した割引

乗車券の紛失などによる

再助成はできません。

●昨年度にこの助成制度

を利用された方には、案

内通知を送付します。

●申請書は高齢介護課で

配布しています。

助成対象となる割引乗車券

神奈中での販売予定期間	割引乗車券の有効期間
6月21日～8月31日	購入日～平成29年6月30日
9月10日～11月30日	購入日～平成29年9月30日

表彰

教育委員会表彰 ―教育・文化振興の功績者を表彰―

問 教育総務課庶務施設班 ☎(内線) 3612

4月29日、教育や文化の振興に功績のある方を表彰する町教育委員会表彰式が文化会館で行われ、26人の

方に佐藤教育長から表彰状が贈られました。受賞者は次のとおりです。(敬称略)

社会教育関係

森敏彦(中津)

木藤京子(半原)

大野政男(中津)

本多照美(中津)

林球一(田代)

志村和子(春日台)

成瀬芳子(半原)

香川孝子(半原)

柳川秋子(中津)

岡本明子(三増)

城条ちづ子(中津)

李政浩(中津)

山口淳(中津)

澤根明宏(中津)

今井良夫(中津)

学校医関係

中村和久(角田)

石井紀行(半原)

文化関係

増本文子(半原)

阿部久蔵(中津)

前本美枝(春日台)

高田武子(厚木市山際)

今井ふく江(角田)

高橋雅之(中津)

及川久夫(伊勢原市下谷)

熊坂秀子(三増)

関根正史(三増)



選挙

「私たちの声を、私たちの将来に」
選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます

若い力を社会・政治が必要としています！

若い世代の意見をこれまで以上に政治に反映させるため、公職選挙法の一部改正により選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。これにより、今年の夏に予定されている参議院議員通常選挙から、18歳、19歳の方も新たに選挙に参加（投票）できることになりました。

選挙権年齢の引き下げが行われるのは昭和20年以来、実に70年ぶりのことです。この改正により、全国では約240万人、愛川町では760人余りの方が新たに投票できるようになります。

住みよい社会を実現するため、自分たちの代わりに、願いや思いを実現してくれる政治家を選ぶ制度が「選挙」です。そのためには、一人でも多くの方の意見を反映させることが必要となります。

若い世代の皆さんも政治や選挙に関心を持ち、大切な一票を投じましょう。

選挙権年齢を引き下げたのはなぜ？

これからの社会を生きていく若い世代に、現在そして未来の社会の在り方を決める政治に、積極的に関与してほしいという考えがあるからです。

現在、我が国では少子高齢化のために高齢者の人口が増える一方で、若い世代の人口が減っています。このため、若い世代の有権者数が少なくなり、その意見が国や地方の政治に反映されにくくなっています。

そこで、より多くの若い世代の意見をもっと政治に反映するために、選挙で投票できるよう、選挙権年齢が引き下げられました。

はじめての選挙 Q&A

Q どんな選挙で投票できるの？

- A 国会議員を選ぶ「国政選挙」や、都道府県の知事、市区町村長とそれらの議会の議員を選ぶ「地方選挙」で投票できます。

Q 選挙の投票は、いつ、どのようにするのですか？

- A 投票日の前に、自宅に投票所入場整理券が届きます。投票する日時、投票所が記載されていますので確認し、投票所入場整理券を持って投票所へ行ってください。

Q 投票所に行ったらどうすればよいですか？

- A 投票所入場整理券を受け付けに渡します。選挙人名簿との照合が行われた後、投票用紙が渡されますので、投票したい候補者の氏名または政党などの名称を投票記載台で書いてください。記載が終わったら、投票用紙を投票箱に入れて投票は終了です。

Q 投票日に行けないのですが？

- A 投票日当日に投票所へ行けない場合は、投票日前でも役場本庁舎で「期日前投票」をすることができます。投票所入場整理券の裏面に、期日前投票に必要な請求書（兼宣誓書）が印刷されていますので、記載例を参考にして事前に記載しお持ちください。

引っ越しをしたら、住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある市区町村で行われます。そのため、進学や就職などで実家を離れる場合は、引っ越し先の市区町村へ転出の届け出をしましょう。

総務省では、18歳選挙権の実施に向けて特設ウェブサイト「はじめての選挙 18歳選挙」を開設しています。選挙を身近に分かりやすく学べるウェブサイトで、選挙に関する知識や公職選挙法で定められている違反、注意点などを分かりやすく解説しています。

詳しくは、総務省公式ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>) をご覧ください。

投票所入場整理券が変更になります

選挙管理委員会事務局 ☎(内線) 3225

今回の選挙から、投票所入場整理券の様式が変更となります。

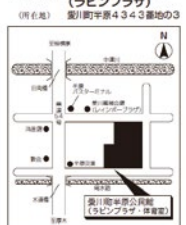
投票日時や投票所の場所、期日前投票などをご案内するため、整理券を世帯ごとに封書で郵送します。1通の封書につき、6人までの整理券が同封されていますので、投票の際はご自分の名前が記載されている整理券をお持ちください。

整理券には投票区の番号や投票所の施設名称、地図が記載されていますので、事前にお確かめの上お出かけください。

期日前投票の場合

期日前投票をされる場合には、事前に整理券裏面の「期日前投票用請求書(兼宣誓書)」を、同封されている宛名台紙の裏面にある記載例を参考に記入してください。

新しい「投票所入場整理券」の見本

第24回参议院議員通常選挙のお知らせ 投票日 平成 年 月 日() 午前7時～午後8時 投票所入場整理券 選挙人 投票区 区 番 番 ※ 投票の際は、この入場整理券をお持ちください。 ※ この入場整理券は、本人以外には使用できません。		第1投票区 栗川町半原公民館(ラビンプラザ) (所在地) 栗川町半原4343番地の3 	
期日前投票用請求書(兼宣誓書) ※ 期日前投票される方のみ、左欄の枠内を記入してください。 選挙人名簿に記載されている住所 栗川町 区 番 番 氏名(フリガナ) 姓 名 名 生年月日 年 月 日 投票区(名簿番号) 区 番 番 交付及び投票場所 区 番 番 請求書 私は、平成 年 月 日現在の第24回参议院議員通常選挙の当選、次の期日前投票(兼宣誓書)又は不投票の理由に該当するを認めます。 理由(該当するに✓を記入してください) ☐ 仕事、学業、その他 ☐ 期前、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在 ☐ 病気、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難 ☐ 住所移動のため、他の市区町村に居住 上記は、真実であることを誓います。 平成 年 月 日		選挙区(名簿番号) 区 番 番 交付及び投票場所 区 番 番 全 1 2 3 5 選挙人 氏 名	

表

裏

平成28年熊本地震 町における被災者支援の取り組み

【義援金】

町では地震発生直後から、役場本庁舎、半原出張所、中津出張所、ラビンプラザ、レディースプラザ、文化会館に募金箱を設置するとともに、町が実施するイベント会場で、募金を呼び掛けています。また、町社会福祉協議会でも、福祉センターに募金箱を設置し、被災地支援に取り組んでいます。

5月13日現在、総額207万8,917円の義援金が寄せられました。日本赤十字社や共同募金会を通じて、被災された皆さんにお届けします。また、町民皆さんからの義援金のほか、町から30万円、町議会から20万円、町職員から52万1,905円を、それぞれ被災地に送りました。

【職員派遣】

熊本県からの要請に基づき、応急危険度判定士の資格を持つ町職員1名を、被災地へ派遣しました。派遣職員は、熊本市や益城町の被災建築物を調査し、余震などによる倒壊の危険度を判定しました。

町では今後もこうした被災者支援に取り組んでいくとともに、熊本地震関連情報の収集に努め、随時、町ホームページなどで情報を提供してまいります。

募集

町公用車に掲載する広告を募集します

企画政策課マーケティング推進班 ☎(内線) 3234

企業活動の支援や新たな財源確保のため、公用車に掲載する広告を募集します。

円/年(広告作成料込み)

◎注意事項 風俗営業や政治・宗教活動、意見広告、個人の宣伝、公序良俗に反するものなどは掲載できません。

◎掲載車両 特殊車両6台(消防車、救急車、安全安心パトロール車など)

◎掲載場所 町が作成する啓発マグネットシール内の広告スペース(A3サイズ程度)。シールは車両の左右側面に貼り付けます。

◎広告掲載料 1台1万2,000

◎申し込み 6月30日(木)までに申込書を企画政策課マーケティング推進班へ。応募多数の場合は抽選となります。

国民健康保険 加入・喪失の手続きは忘れずに

●国保年金課国保年金班 ☎(内線) 3379
収納班 ☎(内線) 3382

こんなときは…各種の手続き

加入するとき、やめるとき

退職などにより職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときや、就職して国民健康保険をやめるときなど、「表1」にあるような場合には手続きが必要です。国保年金課で必ず手続きをしてください。

減免の申請

災害に遭った場合や、病気・失業などで生活保護受給者と同等程度の収入状況となった方などで、一時的に国民健康保険税(国保税)の納付ができなくなってしまう場合は、減免の申請が行えます。

ただし、審査の結果、一定以上の財産(預貯金のほか、処分可能な不動産や生命保険など)があると認められる場合や、単に生活に困窮しているというだけでは減免の対象とはなりませんのでご注意ください。

◎申請方法 各納期限の前までに、次の書類をお持ちの上、国保年金課で手続きしてください。

●減免申請書(国保年金課にあります)

す

●給与明細書など直近3カ月間の収入が分かるもの

●生計を同一にする世帯全員の預貯金通帳の写し

※具体的な申請書類については、国保年金課にお問い合わせください。

国保税について

国保税の内訳「表2」

被保険者の高齢化などに伴い医療費が増加していることから、国保財政の健全化を図り、制度を維持するため、所得に応じた負担となるよう課税限度額の引き上げを実施します。

確定・便利な口座振替

口座振替にすると、指定した金融機関の口座から自動的に引き落とされます。納期のたびに納めに行く手間も省け、納め忘れの心配もなく大変便利です。

口座振替の手続きは、お近くの町指定金融機関で申し込みができます。毎月10日までに申し込むと、翌月以降の納期分から口座振替されます。

【表1】こんなときは手続きを

国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき
	職場の健康保険をやめたとき※
	子供が生まれたとき
	生活保護を受けなくなったとき
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき
	職場の健康保険に加入したとき
	死亡したとき
	生活保護を受けるようになったとき
そのほか	住所が変わったとき
	世帯主、氏名などが変わったとき
	保険証の紛失や、汚損などで使えなくなったとき
	就学のため、別に住所を定めるとき

※社会保険の資格喪失証明書など資格喪失日や、扶養している方の有無を証明する書類を必ずお持ちください。

【表2】国民健康保険税の税率等と課税限度額

		平成27年度	平成28年度	増加分
基礎課税分 0歳～74歳が対象	所得割額	5.96%	据え置き	—
	均等割額	20,400円	据え置き	—
	平等割額	24,000円	据え置き	—
	限度額	52万円	54万円	2万円
後期高齢者 支援金分 0歳～74歳が対象	所得割額	1.5%	据え置き	—
	均等割額	7,200円	据え置き	—
	平等割額	8,600円	据え置き	—
	限度額	17万円	19万円	2万円
介護納付金分 40歳～64歳が対象	所得割額	1.45%	据え置き	—
	均等割額	7,000円	据え置き	—
	平等割額	6,000円	据え置き	—
	限度額	16万円	据え置き	—

●所得割額は、前年中の総所得金額などから基礎控除33万円を差し引いた金額(課税所得といいます)に、上記の税率を乗じて求めた金額 ●均等割額は、加入者(被保険者)1人につき上記の金額 ●平等割額は、1世帯につき上記の金額

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した方へ～国保税が軽減されます～

倒産・解雇など、勤め先の事情により失業を余儀なくされた場合は、届け出により国保税が軽減されます。

対象者◆65歳未満で離職した方で、離職の翌日からその翌年度末までの期間に、雇用保険の受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、31、32(特定受給資格者)、23、33、34(特定理由離職者)で、求職者給付(基本手当)の受給資格を有する方

軽減額◆国保税は前年の所得などにより算定されますが、対象者は、前年の給与所得をその30/100とみなして算定されます。

軽減期間◆離職の翌日から、その翌年度末までの期間

申請方法◆公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」をお持ちの上、国保年金課で手続きしてください。届出書用紙は国保年金課にあります。

公表

町営水道の水質 安全・良質が確認されています

町水道事業所 ☎(内線) 3482

水道事業所では、安全で良質な水道水をお届けするために、水道法に基づいた水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

水道法では、清浄な水を供給するため、細菌や化学物質、色や濁り、においなど水質基準に関する検査が義務付けられており、検査の結果、町営水道の水はすべての項目に適合した安全で良質な水道水であることが確認されています。

水質検査計画および水質検査結果については、水道事業所や町ホームページで公表しています。

町水道事業所などの名をかたる業者にご注意ください

町水道事業所や県、水道組合などから依頼されたなど、名をかたって水質調査や漏水調査に訪問する業者

にご注意ください。

町水道事業所や県の職員、委託を受けた業者は、身分証明書や受託者証を携帯していますのでご確認ください。

6月1日～7日は水道週間

ほとんどの人が利用できるまで普及した水道は、健康で文化的な生活を支える必要不可欠な生活基盤施設となっています。水道に対する理解を深めていただくため、毎年6月1日から7日までを水道週間として、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業体で広報活動などを実施しています。

第58回水道週間スローガン

「じゃ口から 安心とどけ 未来まで」

助成

スズメバチにご注意ください

町環境課環境対策班 ☎(内線) 3512

スズメバチは攻撃性が強く、巣に近づくと危険です。刺された場合に

は死に至ることもあるので注意が必要です。

スズメバチに刺されないために

急な動きをしない スズメバチは横へ急に動くと反応しやすいので、手で払ったり急に向きを変えたりしないようにします。巣の場所が分かっているときは近づかないようにしましょう。

刺されにくい色と身なり スズメバチは黒い色に対して攻撃します。白や黄色、銀色は比較的安全な色です。黒い服やひらひらするものは刺されやすいので、注意しましょう。

スズメバチに刺されてしまったら

患部を水で洗った後、冷やします。痛みの緩和には抗ヒスタミン軟こうを塗るのが効果的です。ただし、刺された後でアレルギー反応によるショック症状を起こした場合は、すぐに医師の手当てが必要です。

巣の駆除費用を一部助成します

◎対象者 次の要件を全て満たしている方

●町内の民家（共同住宅を含む）や住宅用地に作ったスズメバチの巣を、駆除業者により駆除した方

●納期の経過した町税などを完納している方

◎助成金額 駆除業者に支払ったスズメバチの巣の駆除に要した費用の

2分の1（限度額1万円、千円未満切り捨て）

◎手続き方法 スズメバチ駆除費助成金交付申請書（環境課で配布。町ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入し、領収書が発行された日から30日以内に、環境課へ本人が直接お持ちください。

◎必要書類 駆除費領収書、現場の位置図、写真（全景、営巣駆除前後）、町税納入状況確認同意書、その他必要と認める書類

◎その他 防護服の貸し出しも行っていきますのでご利用ください。

スズメバチの活動サイクル

4月～6月	越冬した女王蜂が巣作りを始めます。
6月～7月	働き蜂の羽化が本格化すると、女王蜂は産卵に専念し、巣は急速に大きくなります。
8月～9月	働き蜂が最大で1,000匹にも増え、巣作りはますます活発になります。この時期は攻撃性・威嚇性が強く、ちょっとした刺激に敏感に反応し、人間を威嚇します。
10月～11月	雄蜂と女王蜂が羽化すると巣作りは終わりを迎え、新女王蜂のみが越冬場所に移動します。働き蜂の数も急激に減り、冬には巣は空になります。

文化会館催し案内

ホール					
月日	催し	開演	終演	主催	入場
6月4日(土)	国際ソロプチミスト愛川 認証20周年記念事業 チャリティー講演会	午後1時	未定	国際ソロプチミスト愛川 近藤☎046-285-5310	1,000円 (全席自由) 事前申込必要
6月12日(日)	美里会 花の舞踊ショー	午前11時 30分	午後4時	美里会 吉田☎046-285-3487	無料 (先着535人)
6月26日(日)	総合型地域スポーツクラブ 愛川ウエルネスネットワーク 設立5周年記念活動発表会	午後2時	午後4時	一般社団法人 愛川ウエルネスネットワーク ☎080-5899-9046	無料 (先着535人)

展示			
月日	催し	主催	備考
6月3日(金)～6月5日(日)	愛川さつき花季展	愛川さつき会 岡本☎046-286-2224	最終日は午後3時まで
6月10日(金)～6月16日(木)	押し花 春夏秋冬	白石 白石☎090-4243-9127	最終日は正午まで
6月18日(土)～6月19日(日)	愛川水石奇木展	愛川水石奇木会 おおはざま 大峽☎090-2413-0461	展示時間は 午前9時から午後4時まで 最終日は午後3時まで

※展示会場は1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。

※6月の休館日は7日・14日・21日・28日です。 ※問い合わせは直接主催者をお願いします。

相談

町民相談 ①住民課住民相談班 ☎(内線)3319	
法律相談《完全予約制》	3日(金)・16日(木) 午前10時～午後3時 ※7月は1日(金)・21日(木)
司法書士法律相談	8日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	9日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	15日(水) 午後1時～4時
交通事故相談	22日(水) 午後1時～4時
消費生活相談	2日・6日・9日・13日・16日・20日・23日・ 27日・30日 午前10時～午後3時
人権・行政こまごこと相談	10日(金) 午後1時30分～3時

※法律相談は弁護士が対応します。予約は相談日の7日前から開始します。

(その日が祝日の場合は翌開庁日から)

※法律相談以外は予約優先です。(予約がない場合は、当日の受け付けもできます)

※相談当日は、住民相談班へお越しください。

※相談する窓口が分からないときは、お気軽にお問い合わせください。

教育相談

②教育開発センター
☎(直通) 046 (206) 1061

来所相談	毎週月～木曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	●レディースプラザ 6月6日(月) ●ラビンプラザ 6月20日(月) ※前週金曜日までに電話で予約してください。
電話相談	平日 午前9時～午後4時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など。

音声版広報あいわ 録音ボランティアグループ「かえでの会」のご協力により、視覚障がい者用に音声テブ化・CD化されています。

問 社会福祉協議会 ☎(内線)3792



お知らせ

休日納税・相談窓口

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 6月25日（土）・26日（日）午前8時30分～午後5時

所 役場 1 階税務課

今月の納税・納付期限

【町県民税】第1期分・全期前納分

【国民健康保険税】第1期分

【介護保険料】第1期分

納期限は、6月30日（木）です。

不登校相談会

不登校で悩む児童・生徒や保護

者を対象に、不登校を経験した子供や親による座談会や個別相談会、フリースクールなどの活動紹介を行います。申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

日 6月4日（土）午後1時～4時30分（受付は午後0時30分～午後4時）

所 県立青少年センター研修室1（横浜市西区紅葉ヶ丘9-1 JR根岸線「桜木町駅」から徒歩8分）

問 県教育委員会子ども教育支援課
☎045 (210) 8292



募集

平和資料館親子見学会

未来を担う子供たちに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるた

め、平和資料館の親子見学会を開催します。ぜひ、この機会に戦争や平和について親子で一緒に考えてみませんか。

日 7月31日（日）午前8時～午後5時
所 川崎市平和館（川崎市中原区）と昭和館（東京都千代田区）
人 町内の小学校に通学する4～6年生の親子20組40人（応募多数の場合は抽選）
費 親子1組当たり300円程度（施設入場料）
他 昼食は町で用意します
申 小学校で配布された参加申込書に記入の上、6月22日（水）までに小学校へ提出してください。

問 企画政策課企画政策班

☎（内線）3235



施設ガイド

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

予約できるスポーツ施設 田代運動公園・三増公園（テニスコートのみ）・第1号公園体育館・中津工業団地第1号公園・中津工業団地第2号公園・坂本運動場・坂本体育館・志田運動場・小沢ソフトボール場※厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。

今月の抽選予約 9月利用分
抽選結果 7月2日（土）

当選者は7月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。

問 スポーツ・文化振興課

☎（内線）3633

図書館「たなばたのつどい」

ボランティアサークル「おはなしたんぽぽ」の皆さんによる、「たなばたのつどい」を開催します。紙芝居やパネルシアターを見たり、短冊に願いを書いたりしながら、楽しいひとときを過ごしませんか。

日 6月25日（土）午前10時30分～

所 文化会館 1 階リハーサル室
申 予約の必要はありませんので、直接会場へお越しください。

問 図書館 ☎046 (285) 6963

図書館 蔵書点検で休館します

6月16日（木）から23日（木）まで、蔵書点検のため図書館を休館

します。この期間は図書・CDの閲覧や貸し出し、学習室の利用ができません。ご不便をお掛けいたしますがご理解とご協力をお願いします。

問 図書館 ☎046 (285) 6963

6月の休館日・休園日

第1号公園体育館	毎週火曜日
田代運動公園・三増公園陸上競技場	毎週火曜日
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館・ラビンプラザ	毎週火曜日
レディースプラザ	28日（火）
図書館	毎週火曜日、1日（水）、16日（木）～23日（木）
郷土資料館	毎週月曜日、28日（火）、29日（水）

マイナンバー詐欺にご注意を！マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の機関や地方自治体などが、口座番号や所得情報、家族構成や年金情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることはありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。

古民家山十邸 コスプレイベント

愛川町で
初開催!!

中津の古民家山十邸を主な会場に、コスプレイベントを開催します。当日は、アニメやゲームなどの登場人物やキャラクターの衣装を着た、大勢のコスプレイヤーの皆さんが集まります。

日 6月12日 (日) 午前10時～午後4時 所 古民家山十邸、しょうぶの里 他 コスプレおよび撮影は、事前に申し込みをした方のみ可能です (古民家山十邸内の見学はどなたでも可能です)。駐車場の台数に限りがありますので、バスなどの公共交通機関をご利用ください。問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線) 3632



保健師から一言

ロコモティブシンドロームを知っていますか?

ロコモティブシンドローム (略称:ロコモ)とは、骨や関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動器に障がいが起こり、「立つ」「歩く」といった日常生活の基本的な機能が低下している状態をいいます。

いつまでも自分の足で歩き続けていくためには、運動器を長持ちさせ、健康寿命を延ばすことが大切です。ご自身でロコモ症状のチェックを行い、健康状態を確認しましょう。レベルに応じた運動を習慣化することがロコモの予防につながります。

早期発見のための 7つのチェック!

1つでも当てはまればロコモの心配があります。チェックリストで確認してみましょう。

【7つのロコモチェック】

- ①片脚立ちで靴下が履けない
- ②家の中でつまずいたり滑ったりする
- ③階段を上がるのに手すりが必要
- ④家のやや重い仕事が困難 (掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)
- ⑤2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難 (1リットルの牛乳パック2個程度)
- ⑥15分くらい続けて歩くことができない
- ⑦横断歩道を青信号で渡りきれない

ロコモを防ぐ運動
「ロコトレ」(ロコモーション
トレーニング)で、
いつまでも元気な足腰を!

「ロコトレ」はたった2つの運動です。毎日続けましょう!

1 バランス能力をつける 「片脚立ち」

姿勢をまっすぐにして、床につかない程度に片脚を上げます。左右1分間ずつ、1日3回行いましょう。

※転倒しないよう、テーブルや机など、必ずつかまるものがある場所で行いましょう。支えが必要な人は十分注意して、両手や片手をつけて行います。

2 下肢筋力をつける ロコトレ「スクワット」

①肩幅より少し広めに足を広げて立ち、つま先は30度くらい開きます。

②膝がつま先より前に出ないように、また、膝が足の人差し指の方向に向くように注意して、お尻を後ろに引くように身体をしずめます。

※深呼吸をするペースで、5～6回繰り返します。1日3回行いましょう。

熱中症に注意しましょう。熱中症は梅雨明けの時期から増えますが、急に気温や湿度が上がる初夏は、体が暑さに慣れていないために注意が必要です。こまめに水分を補給して熱中症を防ぎましょう。



保健ガイド

問い合わせは健康推進課へ
☎(内線)3341～3344

お子さんの歯科保健指導

日6月23日(木) 所健康プラザ2階健診室 物母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル 他育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。むしばいばい教室は午前10時から正午ごろまで。開始時間を過ぎての入室はできませんので、余裕をもってお越しください。2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行います。対象者には6月上旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

歯科保健指導	対象	受け付け
むしばいばい (むし歯予防) 教室	平成27年 5月 生まれ	午前 9時30分～ 9時55分
2歳児 歯科検診	平成26年 5月 生まれ	午後 1時00分～ 1時45分
	平成25年 11月 生まれ	午後 1時45分～ 2時30分

すくすく親子健康相談・ヘルスあっぷ相談

子供から大人までの健康や育児、食事などについて、保健師・栄養士・看護師が相談に応じます。身体測定や体脂肪測定、血圧測定なども行っています。お気軽にお越しください。

日6月30日(木) 午前9時30分～11時 所健康プラザ2階健診室 人町内在住の方 物母子健康手帳(お子さん)、健康手帳(お持ちの方のみ)
※予約の必要はありませんので、当日直接会場へ。

がん検診無料クーポン券を送付します

平成28年4月1日時点で、下記の年齢の町内在住者の方に、6月中旬にがん検診の無料クーポン券と検診手帳をお送りします。

検診の項目	実施方法	対象
子宮頸がん	集団検診 または 医療機関 検診	20歳の女性 (平成7年 4月2日～ 平成8年 4月1日 生まれ)
乳がん (マンモグラフィ)	集団検診	40歳の女性 (昭和50年 4月2日～ 昭和51年 4月1日 生まれ)

乳幼児の健康診査

対象者には6月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。健診時間・開場時間は通知でご確認ください。

所健康プラザ2階健診室

対象	期日	持ち物
4カ月児 (平成28年 2月生まれ)	7月5日 (火)	母子健康手帳、 問診票
10カ月児 (平成27年 9月生まれ)	7月14日 (木)	母子健康手帳、 問診票
1歳6カ月児 (平成26年 12月生まれ)	7月27日 (水)	母子健康手帳、 問診票、 歯ブラシ、 タオル
3歳6カ月児 (平成24年 12月生まれ)	7月12日 (火)	母子健康手帳、 問診票、 歯ブラシ、 タオル、 当日の朝の尿、 視力・聴力の 調査票(記入 済みのもの)

幼児食講習会

手作りおやつを試食しながら、幼児期の食事について学びます。

日6月21日(火) 午前10時～10時30分 所健康プラザ3階健康づくり室 人町内在住の1歳6カ月から就学前までのお子さんとその保護者15組 費100円(試食代) 物母子健康手帳、筆記用具、ハンドタオル 申6月14日(火)までに健康推進課へ

がん検診の受診券を送付します

がん集団検診を申し込まれた方には、6月中旬に受診券・問診票・便の検査容器(大腸がん検診を申し込まれた方)をお送りします。乳がんの集団検診(マンモグラフィ併用)を申し込まれた方には、11月上旬に別途、受診券と問診票をお送りします。がん医療機関検診(大腸がん検診を除く)は、7月下旬に対象者に受診券をお送りします(申し込み不要)。
※本年度のがん集団検診の申し込みは、既に受付を終了しています。

県厚木保健福祉事務所からのお知らせ

厚木保健福祉事務所を会場に、健康・福祉に関する相談、検査などを実施しています。事前に電話で予約をしてください。

問申厚木保健福祉事務所

☎046(224)1111

◎精神保健および認知症相談

日月に3回程度実施。相談日時はお問い合わせください。

◎栄養専門相談

日6月14日(火)・28日(火)
午前9時30分～午後4時

◎障がい児者のための歯科相談

日6月2日(木) 午前10時～午後2時

◎エイズ無料検査

日6月9日(木)・23日(木)・30日(木) 午後1時10分～3時

※相談は随時受け付けています。

I LOVE 子育て!

子育て7+ポケット

～これから親になる方、子育て中の方への「子育てヒント」を掲載しています～

小さな子供のしつけ

「他人に迷惑を掛けないような子に育てほしい」という願いを持ってお子さんを育てている方が多いと思います。では、そのための「しつけ」はどのようにしたらいいのでしょうか。

0～1歳の子供には、まずはしつけよりも人として生活していくための基盤である、親子の信頼関係が大切です。親から愛情をたくさん与えて、安心した心情を子供の心に育てることが大切です。

その上で、小さいころから子供に話し掛けて、「言って聞かせる方法」でさまざまな生活の仕方を伝えていきましょう。いけないことをしたときには、「駄目」「いけません」だけではなく、どうして駄目なのか、その理由も教えます。

子供は親の姿を見てまねをしますので、まねてほしくない行動は慎みましょう。子供のしつけは、家族全員でお手本を示すことから始めましょう。

移動子育てサロン

お近くの方、気軽に遊びに来てください

◎第1・第3火曜日 レディースプラザ

6月7日・21日、7月5日・19日

◎第1・第3木曜日 ラビンプラザ

6月2日・16日、7月7日・21日



土曜サロン

第2・第4土曜日も開所しています

6月11日・25日、7月9日・23日

会場 子育て支援センター

子育てホッとタイム

月1回のイベントです。参加自由

6月 日時 6月14日(火)午前10時～11時

内容 講話「子供の事故防止と応急手当」

講師 町消防署職員

会場 子育て支援センター

7月 日時 7月26日(火)午前10時～11時

内容 劇団バクによる人形劇「あかずさんちゃん」

会場 子育て支援センター

お父さんのための土曜講座

パパやおじいちゃんの参加也大歓迎! 事前にお申し込みください。

日時 7月23日(土)午前10時～11時30分

内容 「子供の応急手当や病気について」

子供の緊急時の対応を知ることができる講座です。

会場 子育て支援センター

問い合わせ

子育て支援センター(健康プラザ3階) ☎046(285)8345

やさしいこ

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。

正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

町立保育園では、季節ごとに特色のある
「調理保育」を行っています。10月に、魚の形を
学ぶために焼くのは何という魚でしょうか?

① サンマ ② タイ ③ ウナギ

応募方法 町内在住の方で、1人1通に限りです。

答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、
本誌の感想を必ずご記入の上お送りください。

締め切り日 6月6日(月)(郵送の場合は当日消印有効)

あて先 ●はがきの場合 〒243-0392 角田251-1 総務課広報広聴班

●ファクスの場合 046(286)5021

●電子メールの場合 e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp

正解と当選者は7月1日号でお知らせします。

5月号の答えと当選者(敬称略) 正解:②7万円 当選者:日原久幸・虫賀想葉・小金澤文恵

フィンスイミングで全国大会に出場

4月25日、全国大会に出場された水田尚宏さん(春日台)に、町長から奨励金を交付しました。

水田さんは5月4日から5月5日に横浜国際プールで開催された第28回フィンスイミング日本選手権の「50メートル サーフィス」の部に出場されました。

競泳の経験を生かして水泳のコーチをしていたこともある水田さんは「フィンスイミングはまだマイナーなスポーツ。愛川町のプールでも練習できるようになれば」と話されました。



水田さん

あいかわ公園つつじまつりを開催

4月29日、県立あいかわ公園で「第14回 あいかわ公園つつじまつり」を開催し、約2万5千人の来場者でにぎわいました。

ステージでは、愛川高校の生徒による和太鼓の演奏や、町内の子供たちによるダンス、「愛川ブランド」プレゼント抽選会のほか、あいかわ公園の来園者500万人、工芸工房村の来館者50万人、郷土資料館の来館者40万人達成を記念して、当日、あいかわ公園に500人目、工芸工房村に50人目、郷土資料館に40人目に来場したご家族に記念品を贈りました。

来場者はステージのほか、40種、4万本を超えるツツジが咲く公園の散策や、宮ヶ瀬ダムの観光放流、伝統工芸の体験教室、各種模擬店などを巡り、思い思いに春の一日を楽しんでいました。



農林まつり・リサイクルマーケットを開催

文化会館かえで広場・駐車場で「第40回 愛川町農林まつり」を開催し、約1万2千人の来場者でにぎわいました。

農林まつりは、町の農林畜産業を広く紹介するイベントで、模擬店や新鮮な農産物の即売、ステージイベントなどが行われました。

春の草花寄せ植え教室では、来場者が苗の選び方から土の作り方、植え方などを実際に体験しながら寄せ植えの方法を学んだほか、模擬店では、神奈川県猟友会愛甲郡支部による、町内で捕れたイノシシの肉を使った「しし鍋」などが販売されました。

同時開催された「愛川リサイクルマーケット」では、各家庭で不用となった物品がリサイクルされ、格安の値段で販売されました。



熊本地震の被災地支援 職員を熊本県へ派遣しました

4月に発生した熊本地震の被災地を支援するため、建築物の応急危険度判定士の資格を持つ職員1人を、4月26日から28日まで熊本県へ派遣しました。現地では、熊本市と益城町で合計26軒の住宅の危険度を判定し、その結果を住民の方々に知らせました。

派遣された職員は、「現に住民の方が住んでいる住宅を判定することもあり、被災者の方々に配慮をしながら業務を行いました。被災地の一日も早い復興をお祈りします」と話しました。





健康フェスタあいかわ ～愛川健康のまち宣言～

7月3日(日)

町民皆さんの自主的な健康増進の取り組みを推進するため、町では「愛川健康のまち宣言」を行います。この宣言を多くの皆さんにお知らせし、記念講演やさまざまな健康イベントを通じて健康づくりの輪を広げるため、「健康フェスタあいかわ」を開催します。

記念式典・記念講演

- ◎会場 文化会館ホール
- ◎入場 無料(当日先着 535 人)
- ◎時間

午後1時 記念式典

「愛川健康のまち宣言」発表

午後1時30分 記念講演

諏訪中央病院名誉院長・作家
鎌田 実さん

「～命を支えるということ～

“がんばらない”けど“あきらめない”」



鎌田 実さん



健康イベント

- ◎会場 健康プラザ
- ◎時間 午後2時30分～5時
- ◎内容
- あいかわりフレッシュ健康体操
- 味彩喫茶
- 腎・アイバンクコーナー
- 知って防ごう食中毒
- たばこと健康
- 3033 運動コーナー
- 8020 運動コーナー
- 自分で計れる血管年齢!
- あなたの骨 大丈夫?
- からだまるごとチェック
- 愛川北部病院 健康相談コーナー
- 子供と大人の歯科検診
- みんなの健康コーナー
- からだに必要な栄養 知ってますか?
- あなたの脳は何歳?

問 健康推進課健康づくり班 ☎(内線) 3342

今月の日曜 祝日当番医

【診療時間】

午前9時～11時30分、
午後2時～4時30分

5日

愛川北部病院

☎ 046(284)2121

12日

愛川北部病院

☎ 046(284)2121

19日

和田医院

☎ 046(281)3688

26日

愛川北部病院

☎ 046(284)2121

その他の休日、年末年始

厚木市休日夜間

急患診療所

(メジカルセンター)

☎ 046(297)5199

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

2016/平成28年 6 June あいかわカレンダー

1 (水)
2 (木) 消費生活相談
3 (金) 法律相談
4 (土)
5 (日) 当番医: 愛川北部病院
6 (月) 消費生活相談
7 (火) 4カ月児健康診査
8 (水) 司法書士法律相談
9 (木) 行政書士相談/消費生活相談/10 カ月児健康診査
10 (金) 人権・行政こまりと相談
11 (土)
12 (日) 当番医: 愛川北部病院
13 (月) 消費生活相談
14 (火) 3歳6カ月児健康診査
15 (水) 多重債務相談
16 (木) 法律相談/消費生活相談

17 (金)
18 (土)
19 (日) 当番医: 和田医院
20 (月) 消費生活相談
21 (火) 幼児食講習会
22 (水) 交通事故相談/1歳6カ月児健康診査
23 (木) 消費生活相談/むしばいばい教室/2歳児歯科検診
24 (金)
25 (土) 休日納税・相談窓口
26 (日) 休日納税・相談窓口/当番医: 愛川北部病院
27 (月) 消費生活相談
28 (火)
29 (水)
30 (木) 消費生活相談/すくすく親子健康相談・ヘルスあつぷ相談